

平成28年 第7回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成28年7月28日(木) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 12名
2番 水町 茂 3番 大西 準一 5番 大福 裕子
6番 木浦 由子 7番 森 清一 8番 永友 祥一
10番 永友 定己 11番 坂本 幸 12番 宇治橋 俊美
13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘 会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
1名 1番 金崎 均
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第27号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第8 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

定刻となりました。ただいまから平成28年第7回高鍋町農業委員会総会
を開会いたします。坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中12名が出席です。農業委員会等に関
する法律第27条第3項により、総会は成立しております。なお欠席の金崎

均委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、3番 大西 準一委員・5番 大福 裕子委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日7月28日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日7月28日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【7月】4日(月)、5日(火)、6日(水)で転作現地確認を行っています。8日(金)あっせん委員会です。高鍋町役場第3委員会室で木浦委員、事務局からは鳥井、三笠補佐が出席しております。11日(月)第4回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催されています。会長が出席しております。11日、13日、14日、15日、20日、25日で農地利用状況調査を実施しております。11日(月)高鍋町農業者年金受給者協議会役員会です。高鍋町役場第4委員会室で行われています。会長、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。14日(木)新たな農業委員会制度移行にあたっての要請活動が行われております。高鍋町役場で応接室、議長室で行われています。会長、大福委員、事務局からは鳥井が出席しております。21日(木)現地調査となっております。金崎委員、宇治橋委員、永友清太委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。本日28日が平成28年第7回高鍋町農業委員会総会です。高鍋町役場第3会議室です。全委員となっておりますけども12名と訂正をお願い致します。事務局からは全職員出席です。引き続きまして総会后平成28年度第1回高鍋町農業経営改善等対策会議が行なわれます。会場は第3会議室になります。全委員となっておりますが12名と訂正をお願いします。事務局からは鳥井、三笠補佐が出席予定です。

業務計画【8月】です。12日(金)第5回常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催予定です。会長が出席予定です。22日(月)現地調査です。水町委員、坂本会長、木浦委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。29日(月)平成28年第8回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席予定です。総会の後中間管理機構についての説明会を開催いたします。場所は同じく第3会議室で全委員、全職員出席予定です。業

務報告、業務計画については以上です。

[事務局]

3 ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。農地法5条申請平成28年6月21日現地調査を行っております。借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○ 転用目的は牛舎・資材置場で問題ありません。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は駐車場で問題ありません。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は一般個人住宅で問題ありません。なお7月11日付で許可となっております。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから以上で諸報告を終わります。
続きましてあっせん委員の報告をお願いします。

[6番]

報告します。去る8日に○○○○さんの土地を代理で○○○○さんが引き受けていて、○○○○さんと○○○○さんの間で売買契約が成立しましたので報告いたします。㎡数は426㎡で、反当○○ということによって○○円になったのですが、○○円はカットしてもよいということで、○○円で成立いたしました。以上です。

[議長]

その他何もありませんか。【質疑なし】無いようですので次に進みます。それでは続きまして日程第4、議案第27号農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4 ページをお開きください。議案第27号農地移動適正化あっせん事業について 1番 平成28年7月19日 借受又は買受の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 取得を希望する農地につきましては、自身の所有畑があります大字○○字○○の10a程度のビニールハウスの設置されている畑です。○○○○氏は町の認定新規就農者であり、青年等就農計画の目標達成に向けて2年後をめどに取得を希望されております。この申出につきましてあっせん委員の指名をお願い致します。

[議長]

ただいまの説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】それでは、あっせん委員の指名をいたします。

借受又は買受の申出 1番 担当委員 14番 渡瀬俊弘 副会長
順番委員 12番 宇治橋俊美 委員

以上よろしく申し上げます。

[議長]

日程第5 議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5ページをご覧ください。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてです。1番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目畑 面積 627 m² 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の宇治橋委員お願いいたします。

[12番]

はい、説明いたします。この畑は〇〇から南東の方向に200mほど入ったとこの〇〇という地区になります。これはあっせんにあがった土地だと思えます。〇〇〇〇さんがどうしても処分したいという事で話があったのですが、〇〇〇〇さんの畑の一角にあり、〇〇〇〇さんしか買う人はいないということでお願いして、〇〇〇〇さんもいくらでもいいということで成立しました。値段としましては、反当〇〇円、627 m²で〇〇円となっております。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

報告いたします。7月21日(木)に金崎委員、宇治橋委員、私(永友清太委員)、事務局から鳥井局長、佐野主査の5人で現地調査を行いました。この申請地は今の説明にもありましたように周辺農地と一体化しているような状態でした。調査日にこの申請地と周辺の農地をまとめて耕作されている方がかきおこし作業の後ロータリーをかけきれいに管理をされている途中でありました。そのようにきれいに管理をされているので問題は無いと思えます。以上

です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

6 ページをご覧ください。農地法 3 条調査書を付けております。農地法 3 条第 2 項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。譲受人は〇〇を中心に水稻を栽培しております。今回の申請は農地の集約を目的に〇〇の畑の隣接地を取得するものであり、申請地においては露地野菜が栽培される予定であります。農地利用については従来と変更が生じないことから本件の利用取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[議長]

次に、日程第 6 議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 ページをお開きください。議案第 29 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認についてでございます。1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇〇〇番 田 面積 253 m²外 1 筆です。申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は駐車場となっております。担当の大福委員よりご説明をお願いします。

[5 番]

9 ページをお開きください。〇〇の〇〇です。すでに駐車場の舗装がしてありますので田であっても駐車場ということですから。申請地二つとも駐車場となっております。近隣の方達が駐車場として利用されているのが現状です。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[13番]

報告いたします。12ページの写真を見て頂くと分かると思いますが、このように既にアスファルトで舗装され駐車場として利用されているところですが、現地調査した日も〇〇番地には車が数台止めてある状況でした。40年ほど前からこのように〇〇駐車場として活用されていたということから追認となっております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は都市計画用途区域内にあり、〇〇番は第2種住居地域、〇〇番は商業地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから3種農地と判断されます。3種農地は転用許可対象です。転用目的は駐車場であり、転用面積は2筆合わせて1,167㎡となっております。現在は〇〇駐車場、理容所駐車場、アパート駐車場、近隣店舗の駐車場として使用されております。近隣の作物その他に害を及ぼさないように注意することとなっております。また、汚水は出ず、雨水については用悪水路、町道側溝にて処理するとの確約書が提出されております。なお既に駐車場は40年ほど前に完成していることから始末書が添付されているところです。以上です

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

[議長]

次に、日程第7議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

13ページをお開きください。議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇

字〇〇 〇〇番 田 面積 460 m²外 2筆 所有権移転となります。譲渡人
〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇
転用目的は宅地分譲となっております。担当の大福委員よりご説明をお願い
致します。

[5番]

15ページをお開きください。〇〇と書いてある右の方に〇〇があります
その隣に〇〇とあります所が休耕と雑種地と今現在となっております。〇〇〇
〇さんの所から下の方に〇〇番 畑となっておりますが、現在柿の木やみかん
の木が植えてある状況です。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願い
致します。

[12番]

今、説明がありましたとおり、15ページの〇〇というところですけども、
随分前から砂利が敷き詰められていて駐車場として使われています。
現状は、小さいハウスが建っていて車が2、3台止まっておりました。奥の方
は現況のままで周辺の宅地とすると2m位の段差があると思います。雑種地と
なっていて小さい木が生えておりました。現在は田んぼ、畑の排水工事をされ
ているところでした。〇〇の方はおそらく追認となると思いますが仕方ない
と思います。またこの畑の方も分譲として相当盛土しないといけないと思います。
以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、商業地域に用途区域が定められた地区にあ
る農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可
対象であります。転用目的は宅地分譲であり、転用面積は815 m²となってお
ります。転用理由は譲受人は〇〇を営んでおり、この度、事業拡大のため適
地を探していたところ、申請地が適地あるとの結論を得、譲渡人との折り合
いにつき売買契約を結べる状態となった為、今回の申請に至っております。
周囲に耕作地はありませんが、ブロック塀を設置し被害を与えないよう排水
等に留意することとなっております。また、汚水処理については用水路に流し

込まないように下水道へ接続するとの確約書が添付されております。事業費は土地購入費〇〇円、造成費〇〇円、隣接地購入費〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。また、事前に駐車場として使用しているため始末書が提出されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】
それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積 740 m² 所有権移転です。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は工事用車両置場・電気工事資材置場となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願い致します。

[8番]

説明します。申請地は〇〇から西へ約100m位入った右側の畑ですが、22、23、24ページを見て頂けると分かると思います。譲受人の〇〇〇〇さんは申請地の隣で〇〇〇〇をされております。購入後は露天駐車場と資材置場として使用するという事です。盛土をし、砂利を敷き、隣との境にはブロックをして隣接地には被害を及ぼさないように留意するという事ですのでよろしくお願い致します。価格は740 m²で〇〇だそうです。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[12番]

22ページの図面ですが、〇〇〇〇さんの住宅兼会社になっておりますが、その隣が申請地です。ここは西側の道路とすると現地は50cm位低くて盛土をしないと出来ないと思います。勾配を奥の方から西に向けてつけ、排水路の方へ水を流すということで周りには影響ないと思います。また周りにブロックをするということでございます。現況としては小さい草が生えていましたが管理されていたように感じました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象であります。転用目的は工事用車両置場・電気工事資材置場であり、転用面積は740㎡となっております。転用理由は現在工事用車両及び資材置場は借地しているが、この度、会社隣接地の申請地を譲ってもらうこととなり、今回の申請に至っております。西側は町道、北側は会社敷地及び住宅、東側は里道、南側は譲渡人の畑となっております。近隣の作物に被害を及ぼさないよう土砂流出を防ぐため土地境界にブロック積工事をすることとなっております。汚水は発生せず、雨水については一部は西側町道側溝にて処理し、その他は自然浸透するとの確約書が添付されております。事業費は土地代〇〇円、造成費その他〇〇円、合計〇〇円となっております。金融機関の残高証明書が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】
それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして3番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 面積304㎡ 所有権移転となります。譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の大福委員よりご説明をお願い致します。

[5番]

お手元の26ページをお開けください。申請地は〇〇と〇〇の間にあります。〇〇〇〇の駐車場の横の2筆のうちの1筆になります。畑となっておりますが作物を作っている状況ではありません。雑草地と現在はなっておりますが、すでに盛土が行われており、一般住宅としては適地だと思います。雨水、

排水等については、町の側溝であるとか下水道等を利用すれば住宅としては充分満たしていると思われます。以上です。

[議長]

それでは、ここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[12番]

今、説明がありましたとおり、ここは奥の方も持ち主が同じ方ですが、分筆して宅地として購入されるということです。現地は膝丈位の雑草が生えており管理はしてないような感じでした。汚水等は西の排水路、下水道に流すということで現況のままですぐに宅地として使え、周りにも迷惑はかかるとはならないようでしたので問題ないと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画用途区域、第1種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は304㎡となっております。転用理由は譲受人は現在アパートに住んでおりますが、家族も増え申請地に住宅を建築したいとのことで、今回の申請に至っております。東側は畑、西側は町道、その他は全て住宅となっております。排水処理は、汚水は公共下水道に接続し、雨水は町道側溝に流し込み、一部は自然浸透とし、隣接地との境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防ぎ、近隣の作物その他に被害を及ぼさないよう留意することとなっております。事業費は、土地購入費〇〇円、建物〇〇円、造成その他〇〇円、合計〇〇円となっており、資金については金融機関の融資内定通知が添付されており、事業費的には問題ないと判断いたします。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[議長]

次に、日程第8議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

29ページをお開きください。議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 426 m² 所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の木浦委員よりご説明をお願い致します。

[6番]

この件ですが、〇〇〇〇さんが代理人となって〇〇〇〇さんの土地を任されているので、全部〇〇〇〇さんを通じて取引をしたんですが、〇〇〇〇さんが自分の畑のすぐ隣なので買っていただきました。反当〇〇で全体で〇〇ということで契約が終わりました。

[議長]

只今、事務局及び担当委員の説明が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

30ページをお開きください。利用権設定です。1番 農地の所在 大字 〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,538 m²外 2筆 利用権を設定する者 〇〇大字 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願い致します。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに強化法による利用権設定です。〇〇〇〇さんは認定農家でもありますし、今、焼酎原料いもが植えてあります。その後に大根を作られるそうです。どうかよろしくをお願いします。

[議長]

只今、事務局及び担当委員の説明が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 4,023 m²外 3筆 利用権の設定をする者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この申請地につきましては未相続農地となっておりますが利用集積計画書において相続人全員の同意が得られていることを確認しております。担当の森委員よりご説明をお願い致します。

[7番]

この申請は、畑の利用権の貸借の再設定です。〇〇のすぐ道路を挟んで前の西側に位置しております。現在ひまわりが植えてあり、9月にはキャベツが作付ということで計画されているようです。年間〇〇ということで借料ということで支払いがあるようです。何も問題ありません。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりましたがご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

31ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇原〇〇番 畑 4,013 m² 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 代理として隣接地区担当である坂本会長にご説明をお願い致します。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の再設定です。畑の場所は〇〇の北側〇〇の一角にあります。〇〇〇〇さんが現在お茶を栽培しておりこれからも引き続きお茶を栽培されるという事です。〇〇〇〇さん

は現在認定農家でもありますし別に問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 788 m² 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 代理として隣接地区担当である坂本会長よりご説明をお願い致します。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権の再設定です。畑の場所が〇〇の〇〇〇〇さんの家の前にあります。畑は現在トラクターで耕耘されており適正に管理されております。作物はから芋とブロッコリーをされるという事です。〇〇〇〇さんも認定農家であり別に問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。

[13番]

賃借料はいくらですか。

[15番]

使用貸借ですのでありません。

[議長]

他に質問はありませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項が

ありましたらお願いします。

それではこれをもちまして、平成28年第7回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 14時45分)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番